

## 役員等の報酬の支給の基準を記載した書類

定款第13条及び第26条により、公益財団法人野村文華財団の理事及び監事並びに評議員は無報酬とする。

ただし、理事会が特に必要と認めたときは、理事又は監事が職務を行うために要した費用を弁償することができる。